

# 三原市もやすごみ指定袋等取扱店募集要項

## 1 業務内容

- (1) 本市と「三原市もやすごみ指定袋等取扱業務委託契約」を締結し、指定袋及び処理券（以下「指定袋等」という。）を交付（販売）、一般廃棄物処理手数料（指定袋等販売代金）の徴収をしていただきます。
- (2) 販売開始日  
登録店決定後
- (3) 主な業務
  - ・ 指定袋及び処理券の交付（販売）
  - ・ 一般廃棄物処理手数料（指定袋等販売代金）の徴収及び市への納入
  - ・ 指定袋及び処理券の発注と在庫管理
- (4) 指定袋等取扱店の表示  
市が交付する「もやすごみ指定袋・処理券取扱所」の表示板を見やすい場所に掲示していただきます。

## 2 交付（販売）する指定袋等の種類及び交付（販売）単位・価格

交付（販売）する指定袋等の種類及び交付（販売）単位・価格は、次表のとおりです。

種 類	容 量	交付（販売）単位・価格
指定袋	大袋（45リットル）	370円（10枚／1ロール）
	中袋（30リットル）	250円（10枚／1ロール）
	小袋（15リットル）	130円（10枚／1ロール）
処理券	—	51円／1枚

## 3 交付委託料

交付委託料は、市民に交付（販売）した指定袋又は処理券の枚数ではなく、取扱店へ納入した指定袋（袋のサイズ、種類に関係なく）及び処理券の枚数に1枚あたり5.2円を乗じて得た額になります。

#### 4 指定袋等交付（販売）にあたっての注意事項

- (1) 指定袋等の交付（販売）は、市の条例で定める「一般廃棄物処理手数料」ですので、値引き販売や景品等として無料配布することはできません。また、指定袋について、原則、1ロール（10枚）単位での交付（販売）をしてください。  
※ロールを巻く包装紙にのみバーコード記載予定。  
※処理券は、1枚単位での交付（販売）可能（1枚ごとにバーコード記載）。
- (2) 全種類（指定袋3種類 処理券1種類）の交付（販売）をしてください。
- (3) 指定袋等を交付（販売）する際、消費税を別途徴収することはできません。
- (4) 市民から不良品の申し出があった場合は、確認のうえ、交換してください。ただし、不良品以外の事由による返品や交換はできません。

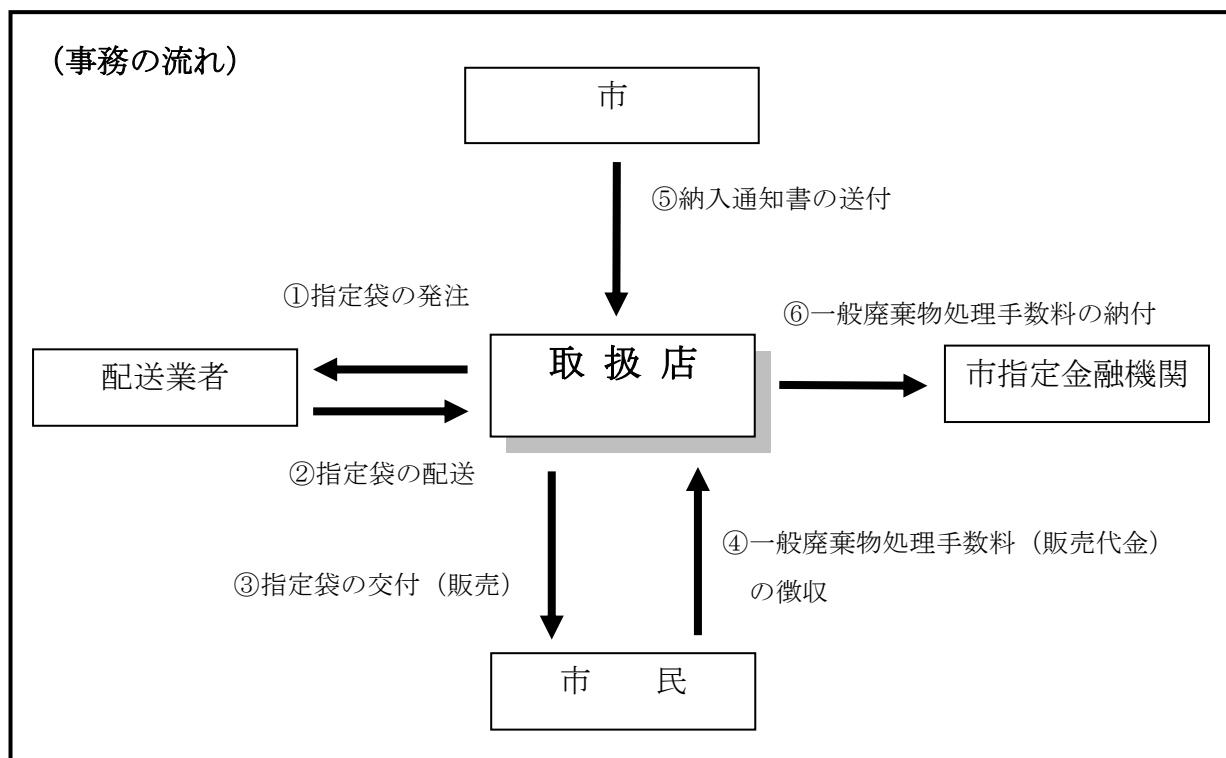
#### 5 指定袋等取扱店関連事務の流れ

- (1) 発注（3 ページ図①）  
必要となる枚数（指定袋は箱単位、処理券は1包装単位）を市が委託する受注センターにFAXで発注します。
- (2) 配送（3 ページ図②）  
配送業者から指定袋等が納品されます。納品書を受け取り、受領書を配送業者に渡します。納品書は保管してください。
- (3) 交付（販売）（3 ページ図③）  
指定袋等を市民に交付（販売）します。
- (4) 手数料（販売代金）の徴収（3 ページ図④）  
市条例に基づく一般廃棄物処理手数料を徴収します（販売代金の徴収）。
- (5) 納入通知書の送付（3 ページ図⑤）  
市から一般廃棄物処理手数料納入通知書が送付されます。
- (6) 一般廃棄物処理手数料（販売代金）の納付（3 ページ図⑥）  
納入通知書により三原市指定金融機関へ交付委託料（5.2円/枚）を差引いた額を月末締めで納入していただきます。

#### (例)

大袋・中袋・小袋各1箱、処理券1包装枚納入した場合、**指定袋等金額計 40,050円から交付委託料計 8,060円を差引いた、31,990円を納入**していただきます。

種類	単価	納入枚数/月	金額	委託料(5.2円/枚)	納入額
大袋(450)	37円	1箱(50ロール)	18,500円	2,600円	15,900円
中袋(300)	25円	1箱(50ロール)	12,500円	2,600円	9,900円
小袋(150)	13円	1箱(50ロール)	6,500円	2,600円	3,900円
処理券	51円	1包装(50枚)	2,550円	260円	2,290円
計	—	—	40,050円	8,060円	31,990円



## 6 募集対象

### (1) 小売店

生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることがを業とするもの。また、チェーン店として展開し、かつ生産者等から買い入れた商品を消費者に売ることがを業とするもの。

例：スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他小売店

## 7 申込資格

下記①～⑦全ての条件を満たすこと。

- ①三原市内に、市民に直接物品を販売する店舗を有すること
- ②本市が実施する有料指定袋制度の趣旨を理解し、協力するものであること
- ③全種類（指定袋3種類 処理券1種類）の交付（販売）ができること
- ④公金及び指定袋等の適正な管理をすることができること
- ⑤暴力団関係者でないこと
- ⑥市職員による立入調査や在庫調査に常時対応できること
- ⑦市県民税を滞納していないこと

## 8 申請方法

---

### (1) 提出書類

①三原市もやすごみ指定袋等取扱店登録申請書 1部

※複数店舗ある場合は、裏面に続けて記載してください。

②市県民税の納税証明書 1部

ア 法人の場合 法人市民税の納税証明書

・確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市民税の納税証明書

イ 個人の場合 個人市県民税の納税証明書

・直近年度分の個人市県民税の納税証明書

※納税証明書の発行について（1通200円）

・税制収納課，市民課，本郷・久井・大和支所地域振興課で発行しています。

・法人の証明が必要な方は，法人の委任状，窓口に来られる方の身分証明書をお持ちください。

・個人の証明が必要な方は，本人申請の場合は本人確認書類，代理人申請の場合は委任状及び代理人の本人確認書類をお持ちください。

・納付した日から10日以内に納税証明が必要な場合は，収納が確認出来ない場合がありますので，領収書と窓口に来られる方の本人確認書類を持参してください。

納税証明書の発行に関する担当課：三原市税制収納課 電話(0848)67-6034

③店舗所在地の位置図（様式は問いません。） 1部

## 9 申請期間

---

随時

## 10 提出方法、提出先

---

### (1) 提出方法

直接又は郵送で提出してください。

### (2) 提出先

〒723-0061 三原市八坂町10227番地 三原市生活環境部環境施設課

## 11 審査結果の通知

---

提出されました申請書類をもとに市で審査の結果，指定袋等取扱店として登録した場合は，その旨を通知します。また，審査の結果，登録できない場合は，その旨を書面にて通知します。また，後日，発注方法，納入方法等を記載した取扱店手引きをお送りします。

### 【お問い合わせ・申込先】

三原市生活環境部環境施設課

〒723-0061 三原市八坂町10227番地

電話：(0848)63-1210 FAX：(0848)67-6069